第１号様式－２（要綱第６条）【車両】

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

（所在地）
（名称）
（役職・代表者名）

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第３条の規定により、千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　関係書類
（１）重要事項確認書（第２号様式）
（２）誓約書（第３号様式）
（３）事業実績書（別紙様式２）
（４）自動車検査証の写し
（５）契約書、注文書等の写し
（６）領収書又は全額支払いの手続きが完了していることを証する書類の写し
（７）太陽光発電設備の併設要件を満たすことが確認できる書類、地図、写真等（要件に該当する場合）
（８）登記事項証明書【発行後３か月以内のもの】
　　（個人事業者の場合は開業届の写し 等）
（９）申請者が補助対象事業者であることを証する書類
（１０）法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
　　（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）【発行後３か月以内のもの】
（１１）確定申告書（決算書）の写し（直近１年分）（個人事業主のみ）
（１２）国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書、交付予定枠内定通知書などの写し）
（１３）その他

＜自動車リース事業者以外は、本頁及び関係書類の添付不要＞

3　関係書類（自動車リース事業者の場合の追加書類）

（1）誓約書（貸与先）（第３号様式）

（2）役員名簿（貸与先）＜別紙様式１　事業計画書　「５役員等名簿」＞

（3）登記事項証明書（貸与先）【発行後３か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届の写し 等）

（4）貸与先が補助対象事業者であることを証する書類

（5）法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書（貸与先）
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）【発行後３か月以内のもの】

（6）リース契約書

・自動車リース事業者及び貸与先双方の印があるもの

・貸与先へのリース料金から、千葉県及び他の補助金の合計額以上が差し引かれている記載があるもの

・契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金貸与料金の算定根拠明細書（第１０号様式）」を提出すること